

○ 市町村サービス一覧【鳴門市】

【注意事項】

- この表は、令和6年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したことから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用するには、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年4月1日現在
(随時更新中)

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	市営住宅入居申し込み	市営住宅への入居申し込み（世帯としての申し込み）	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほかの入居要件は、一般申し込みと同じ	○		まちづくり課	088-684-1162	
2	保育施設等の利用申請	パートナーの子どもが保育所等の利用申請をする際、その子どもを現に監護している状況であれば「養育する保護者」としての申請を可能とする。	パートナーが保護者として申請する場合、保育料算定の際、パートナーの所得を加算します。	○		子どもいきいき課	088-684-1679	
3	災害時の安否情報の提供について	パートナーシップ宣誓制度の認証の有無に関わらず、照会者が事実上婚姻関係と同様の事情にある者と確認できれば、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供する。	パートナーシップ宣誓制度の認証が有の場合は、その確認のみで同居の親族である場合と同様の情報提供を行う。		○	危機管理課	088-684-1711	